

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (教育総務課)	8
○職員の退職手当に関する条例の一部改正 (人事課)	8
○亀岡市教育委員会委員定数条例 (教育総務課)	9
○亀岡市立幼稚園条例の一部改正 (教育総務課)	9
○亀岡市立老人福祉センター条例の廃止 (高齢福祉課)	10
○亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正 (建築住宅課)	10
○亀岡市道路の占用に関する条例の一部改正 (土木管理課)	11
○亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例 (総務・経営課)	12
○亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課)	27
○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課)	30
○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局)	31
○亀岡市議会基本条例の一部改正 (議会事務局)	31

○亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正 (議会事務局)	32
○亀岡市子どもの権利条例 (議会事務局)	32

### —— 規 則 ——

○亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課)	35
○期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課)	37
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (保育課)	38

### —— 告 示 ——

○公示送達 (税務課)	39
○公示送達 (保険医療課)	40
○公示送達 (税務課)	41
○公示送達 (税務課)	42
○亀岡市民間保育所児童健康診断等経費補助金交付要綱の一部改正 (保育課)	43
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	43
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	43
○亀岡市空家等対策の推進に関する条例による緊急安全措置の実施 (建築住宅課)	44
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	44
○亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課)	44

- 亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 45
- 町の区域及び名称の変更 (総務課) 45
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 46
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課) 47

——— 公 告 ———

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 48
- 亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 51
- 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) 51
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 52
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 55
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 55
- 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定 (総務課) 56
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 57

——— 任免及び辞令 ———

**選挙管理委員会欄**

——— 告 示 ———

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 58
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 58
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 58

- 亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙時登録の被登録資格決定の基準日等について 58

**市立病院欄**

——— 規 程 ———

- 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正 59

## 公布された条例のあらまし

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
要綱

- 1 特別職の職員で非常勤のものうち教育委員会委員に支給されるべき報酬額を、委員の活動に合わせて年額制とするとともに、府内の各市教育委員会委員の報酬額との均衡を図るため、次のとおり改正することとした。

	現 行	改正後
教育委員会委員	月額 107,000円 (年額換算 1,284,000円)	年額 1,000,000円

- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

---

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員の退職手当の額について、市長、副市長及び病院事業管理者は100分の10、教育長は100分の8を減額することとした。
- 2 特別職の職員が引き続いて同一の特別職の職員となったときは、引き続いて在職したものとみなし、その者の退職手当の支給時期を弾力的に取り扱うことができることとする事とした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

### 亀岡市教育委員会委員定数条例要綱

- 1 教育委員会の委員の増員を図り、より幅広く意見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な教育行政を推進するため、委員定数を6人（現行4人）とすることとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法の一部改正により指定都市の市民税率が8%（指定都市以外については、従来どおり市民税率6%）に改められたことに伴い、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして保育料を算定することとした。
- 2 未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないもの）を地方税法上の寡婦（寡夫）とみなし、寡婦（寡夫）控除が適用されるものとして保育料を算定することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用することとした。

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例要綱

- 1 亀岡市立老人福祉センターを平成31年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡市立老人福祉センター条例を廃止することとした。
- 2 亀岡地区自治会館を併せて廃止することとした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例要綱

- 1 蕨田野町天川に設置している特定目的住宅1戸について、老朽化に伴い用途廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 電線共同溝の整備に伴い、変圧器等の占用料を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

- 1 地方公営企業法の規定により、本市の経営する特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に同法の全部を適用し、下水道事業に統合することとした。
- 2 亀岡市地域下水道事業特別会計及び亀岡市地域下水道事業基金を廃止し、同会計及び同基金に属する資産及び負債等を亀岡市下水道事業会計に引き継ぐこととした。
- 3 特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設（以下「旧地域下水道」という。）並びに公共下水道の構造、管理及び使用に関する条例を統合することとした。
- 4 旧地域下水道の排水区域内の土地に対し、公共下水道事業の受益者負担金と同等の負担金を課すこととし、旧地域下水道の設置事業に対する分担金は廃止することとした。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 6 関係条例の廃止及びその他所要の規定整備を図ることとした。
- 7 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、期末手当及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

## (1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定することとした（改定率 平均0.21%）。

## (2) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成30年12月支給の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
(一般職員)	100分の90	100分の95	100分の5
(幹部職員)	100分の110	100分の115	100分の5
(再任用一般職員)	100分の42.5	100分の47.5	100分の5
(再任用幹部職員)	100分の52.5	100分の57.5	100分の5

イ 平成31年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の130	100分の130	100分の260
(幹部職員)	100分の110	100分の110	100分の220
(再任用一般職員)	100分の72.5	100分の72.5	100分の145
(再任用幹部職員)	100分の62.5	100分の62.5	100分の125
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の92.5	100分の92.5	100分の185
(幹部職員)	100分の112.5	100分の112.5	100分の225
(再任用一般職員)	100分の45	100分の45	100分の90
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の55	100分の110
合 計			
(一般職員)	100分の222.5	100分の222.5	100分の445
(幹部職員)	100分の222.5	100分の222.5	100分の445
(再任用一般職員)	100分の117.5	100分の117.5	100分の235
(再任用幹部職員)	100分の117.5	100分の117.5	100分の235

2 その他所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用することとした。ただし、1の(1)の改正については、平成30年4月1日から、1の(2)のイ及び2の改正については、平成31年4月1日から施行することとした。

## 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることとした。

ア 平成30年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.725月分	1.775月分

イ 平成31年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.575月分	1.675月分
12月	1.775月分	1.675月分
合計	3.35月分	3.35月分

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用することとした。ただし、1のイの改正については、平成31年4月1日から施行することとした。

# 条 例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第37号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

「別表中 月額 107,000円」を  
「年額 1,000,000円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第38号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、その者が退職の日の翌日に再び同一の特別職の職員となったときは、引き続いて在職したものとみなすことができる。

附則に次の1項を加える。

7 特別職の職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する退職手当の額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、それぞれの規定により算定した額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を乗じて得た額とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」



亀岡市教育委員会委員定数条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第39号

亀岡市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定に基づき、亀岡市教育委員会の委員の定数は、6人とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第40号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例

第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項第1号ただし書中「計算する場合には、」の次に「支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。)又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、並びに支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者を同号に規定する寡婦とみなし、及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者を同号に規定する寡夫とみなして算定するものとし、」を加え、同表第1の備考第5項中「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の  
亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成30年9月  
1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条  
例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第41号

亀岡市立老人福祉センター条例を  
廃止する条例

亀岡市立老人福祉センター条例（昭和50年  
亀岡市条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行  
する。

（亀岡地区自治会館条例の廃止）

- 2 亀岡地区自治会館条例（平成17年亀岡市  
条例第29号）は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第42号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部  
を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡  
市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表亀岡市蕨田野町天川の項中「7戸」を  
「6戸」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超  
えない範囲内において規則で定める日から施行  
する。

「揭示済」

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第43号

亀岡市道路の占用に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第32条第1項」の次に「及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項」を加える。

第5条を次のように改める。

（占用料の減免）

第5条 占用料の一部を免除することができる物件及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 電線共同溝に敷設する電線その他これに類する線類 占用料に10分の2を乗じた額
- (2) 前号に掲げるものと一体不可分な変圧器等の工作物 占用料に9分の8を乗じた額

2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、占用料を減免することができる。

別表中

「

地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	200
-----------------	------------	-----

」

を

「

地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	9
路上に設ける変圧器等	1個につき1年	1,500
地下に設ける変圧器等	占用面積1平方メートルにつき1年	920

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第44号

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀岡市特別会計条例の一部改正)

第1条 亀岡市特別会計条例(昭和39年亀岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「第4号及び第5号」を「第3号及び第4号」に改める。

(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「下水道事業」の次に「(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第4条第3項中「下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定め

た事業計画の区域等」を「次のとおり」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業区域等は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等とする。

(2) 農業集落排水事業

ア 処理区域は、西別院町、本梅町、東本梅町、宮前町、馬路町、旭町、千歳町及び河原林町の一部の区域とする。

イ 処理区域面積は、400.9ヘクタールとする。

ウ 計画処理人口は、12,830人とする。

エ 一日計画最大汚水量は、4,168.7立方メートルとする。

(3) 小規模集合排水処理事業

ア 処理区域は、東別院町小泉の一部の区域とする。

イ 処理区域面積は、5.5ヘクタールとする。

ウ 計画処理人口は、90人とする。

エ 一日計画最大汚水量は、29.7立方メートルとする。

(亀岡市上下水道事業経営審議会条例の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道事業経営審議会条例(平成11年亀岡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の上下水道事業(水道事業及び下水道事業(亀岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例第18号)第2条に規定する地域下水道に係る事業を含む。))」を「上下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業)」に改め、「図るため」の次に「、地方公営企業

法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき」を加える。

第2条中「市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ）」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という）」に、「本市上下水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第3条、第4条及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

（亀岡市下水道条例の一部改正）

第4条 亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 公共下水道

第1節 終末処理場の名称等（第4条）

第2節 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準（第4条の2－第4条の7）

第3節 排水設備の設置等（第5条－第10条）

第4節 公共下水道の使用（第11条－第19条）

第5節 行為の許可及び占用（第20条－第25条）

第3章 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設（第26条－第30条）

第4章 使用料及び手数料（第31条－第41条）

第5章 雑則（第42条－第45条）

第6章 罰則（第46条－第48条）

附則

第1条中「市の設置する公共下水道」を「下水道（公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設をいう。以下同じ。）」に、「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法

令」を「法令」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、工場廃水その他特殊な排水を除く。以下「污水」という。）又は雨水をいう。

(2) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する公共下水道で市が設置するものをいう。

(3) 農業集落排水処理施設 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域における污水を排除し、及び処理するために市が設置する施設で、污水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。

(4) 小規模集合排水処理施設 前2号に掲げる施設により処理される地域以外の地域内において污水を排除し、及び処理するために市が設置する施設で、污水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。

(5) 排水設備 下水を下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。

(6) 除害施設 下水による下水道への障害を除去するために必要な施設をいう。

(7) 排水区域 公共下水道にあつては、法第2条第7号に規定する排水区域をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、処理区域をいう。

(8) 処理区域 公共下水道にあつては、法

第2条第8号に規定する処理区域をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあっては、第26条第2項の規定により告示した汚水を排除し、及び処理すべき区域をいう。

(9) 取付管 公共汚水ますから下水道の本管に固着する排水管をいう。

(10) 公共汚水ます 排水設備と取付管を連絡するますをいう。

(11) 使用者 下水を下水道に排除し、これを使用する者をいう。

(12) 設置義務者 公共下水道にあっては、法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあっては、当該下水道の供用を開始した場合において、処理区域内に汚水を生じる建築物を有する者をいう。

(13) 排水量 使用者が下水道に排除した下水の量をいう。

(14) 水道水 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号。以下「水道事業給水条例」という。）又は亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号。以下「飲料水供給施設給水条例」という。）に基づき給水される水をいう。

(15) 地下水等 井戸水、湧き水、河川水等で水道水以外の水をいう。

(16) 給水装置 水道事業給水条例第3条第1号（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する給水装置をいう。

第1章の2を削る。

「第2章 排水設備の設置等」を削る。

第3条を次のように改める。

（代理人及び総代人の選定）

第3条 設置義務者が市内に居住しないとき、

又は下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）において必要があると認めるときは、設置義務者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。代理人を変更した場合も同様とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、下水道の使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。総代人に変更がある場合も同様とする。

(1) 排水設備を共有する者

(2) 給水装置を共有又は共用する使用者

(3) その他管理者が必要と認めたる者

3 管理者は、前項の総代人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

第3条の次に次の章名及び節名を付する。

## 第2章 公共下水道

### 第1節 終末処理場の名称等

第4条を次のように改める。

（終末処理場の名称等）

第4条 公共下水道に設置する終末処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

種類	名称	位置
公共下水道	亀岡市年谷浄化センター	亀岡市三宅町八田1番地
特定環境保全公共下水道	保津浄化センター	亀岡市保津町三ノ坪128番地

第4条の次に次の節名及び6条を加える。

## 第2節 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準

### (構造の基準)

第4条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第4条の6までに定めるところによる。

### (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第4条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手とつの設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

### (排水施設の構造の基準)

第4条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他排水管又は排水渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第4条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第4条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第4条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第4条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気<sup>ニオイ</sup>の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持

すること。

- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

第4条の7の次に次の節名を加える。

### 第3節 排水設備の設置等

第6条を削り、第5条中「新設等」を「排水設備の新設等」に改め、同条第1号中「排除すべき」を「流入させるために設ける」に、「その他の排水施設（法第11条第1項の規定による場合又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共汚水ます等」という）」を「（他人の排水設備により汚水を排除する場合における当該排水設備を含む。以下この条において同じ）」に改め、同条第2号中「公共汚水ます等」を「公共汚水ます」に、「規程」を「もの」に改め、第3号の次に次の1号を加え、同条を第6条とする。

- (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が別に定める排水設備の設置及び構造の基準によること。

第4条の7の次に次の1条を加える。

(排水設備の設置義務)

第5条 公共下水道の設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）への改造については、3年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第7条の見出し中「排水設備等」を「排水設備」に改め、同条第1項中「排水設備又は



前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等」を「排水設備の新設等（既設の排水設備等を使用する場合を含み、管理者が別に定める軽易な修繕を除く。以下同じ。）」に、「排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定」を「排水設備の設置及び構造の基準」に、「申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の」を「管理者に申請して、その」に改め、「受けなければならない」の次に「。確認を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする」を加え、同条第2項を削る。

第8条の見出し中「排水設備等」を「排水設備」に改め、同条第1項中「排水設備等の新設等」を「排水設備の新設等」に、「その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の」を「工事の完了後5日以内に管理者に届け出て、その」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の検査をした場合において、その排水設備等が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定」を「前項の検査の結果、排水設備がその設置及び構造の基準」に改め、同項を第2項とする。

第9条の見出しを「（排水設備の工事の施行）」に改め、同条第1項中「排水設備等（除害施設を除く。以下この条において同じ。）の新設等の設計及び工事」を「排水設備の新設等の工事の施行」に、「指定した業者」を「指定した者」に改め、ただし書を削る。

「第3章 公共下水道の使用」を削る。

第12条を削る。

第11条中「排除するために」を「排除し

て」に、「設けてこれを」を「設け、又は必要な措置を」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (10) 沃<sup>よう</sup>素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下
- (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値 第11条に次の2項を加え、同条を第12

条とする。

2 前項の規定は、管理者が別に定める基準に適合する下水については、適用しない。

3 第7条及び第8条の規定は、除害施設の設置について準用する。

第10条第1項中「特定事業場」の次に「(法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)」を加え、同項第1号中「温度 45度」を「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「<sup>りん</sup>燐」を「燐」に改め、同号を第7号とし、同条第2項を次のように改め、同条を第11条とする。

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

第11条の前に次の節名を付する。

#### 第4節 公共下水道の使用

第9条の次に次の1条を加える。

(特別の必要による公共汚水ます等の新設等)

第10条 特別の必要により公共汚水ます、取付管その他の排水施設の新設、増設又は改築(以下「公共汚水ます等の新設等」という。)を必要とする者は、あらかじめ管理者に申請して、その承認を受けなければならない。

2 公共汚水ます等の新設等に要した経費は、その必要とする者の負担とする。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定により管理者の承認を得て設置した公共汚水ます等は、市の所有とする。

4 公共汚水ます等の新設等の基準及び手続については、管理者が別に定める。

第17条及び第18条を削る。

第16条の見出し中「公共下水道の」を削り、同条中「施行」を「施行等」に、「使用する者その他下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者」を「使用しようとする者」に、「許可」を「、その許可」に改め、「受けなければならない」の次に「。許可を受けた事項を変更し、又は廃止するときも同様とする」を加え、同条を第18条とする。

第15条中「使用者が」を「使用者は」に、「、休止」を「、休止し、」に、「再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を」を「再開しようとするときは、管理者が別に定めるところにより」に改め、「届け出なければならない」の次に「。届け出た事項を変更するときも同様とする」を加え、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(排除の停止又は制限)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに

該当するときは、公共下水道への下水等の排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要があると認めるとき。

第14条を第15条とする。

第13条中「除害施設を設置しようとする者又は設置している者」を「除害施設の設置者」に改め、「届け出なければならない」の次に「。除害施設管理責任者を変更するときも同様とする」を加え、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(水質等の測定義務)

第13条 除害施設の設置者は、当該下水の水質及び排水量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第19条を次のように改める。

(特別使用)

第19条 公共下水道の特別使用(排水区域外の下水を下水道に排除することをいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 管理者は、公共下水道の管理上支障がなく、かつ、管理者が特に必要と認めた場合に限り、条件を付けて特別使用を許可することができる。

3 第1項の規定により特別使用の許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

第19条の次に次の節名を付する。

第5節 行為の許可及び占用

第20条から第23条までを削る。

「第4章 行為の許可及び占用」を削る。

第24条中「申請書を管理者に提出」を「あらかじめ管理者に申請」に、「変更」を「変更し、」に改め、同条を第20条とする。第25条を第21条とする。

第26条の見出しを「(附近地での行為)」に改め、同条中「するとき」を「する者」に、「指示」を「その指示」に改め、同条を第22条とする。

第27条第1項中「申請書を管理者に提出して」を「管理者に申請して、その」に改め、「受けなければならない」の次に「。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする」を加え、同条第3項中「設置する場合、管理者が認めた場合においては」を「設置する場合において、管理者が認めるときは」に改め、同条を第23条とする。

第28条を第24条とする。

第29条第1項中「第27条第1項」を「第23条第1項」に、「管理者において」を「管理者が」に改め、同条第2項中「第27条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第25条の次に次の章名及び4条を加える。

## 第3章 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設

(施設の名称等)

第26条 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の名称及び主たる施設の位置は、次のとおりとする。

種類	名称	主たる施設の位置
農業集落排水処理施設	半国地区農業集落排水処理施設	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	犬甘野地区農業集落排水処理施設	亀岡市西別院町犬甘野八反田34番地
	宮前地区農業集落排水処理施設	亀岡市宮前町宮川六反田102番地
	本梅地区農業集落排水処理施設	亀岡市本梅町中野南田9番地2
	川東地区農業集落排水処理施設	亀岡市河原林町勝林島岩湊104番地
小規模集合排水処理施設	小泉地区小規模集合排水処理施設	亀岡市東別院町小泉釜越1番地

- 2 管理者は、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、及び処理すべき区域その他必要な事項を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供する。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

(施設の構造の基準及び処理場の維持管理)

第27条 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の構造の基準及び処理場の維持管理については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他法令で定めるもののほか、公共下水道の例による。

(除害施設)

第28条 使用者は、農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある下水を継続して排除しようとするときは、除害施設を設置しなければならない。

- 2 前項の除害施設の設置の基準及び手続等については、公共下水道の例による。

(行為の許可)

第29条 農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、第30条で準用する第5条の規定により排水設備を設ける場合を除き、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- 2 前項の行為の許可の基準及び手続等については、公共下水道の例による。

第30条を次のように改める。

(準用規定)

第30条 第5条から第10条まで、第15条から第19条まで及び第22条の規定は、農業集

落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設について準用する。

第31条から第36条までを削る。

第30条の次に次の章名及び6条を加える。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第31条 管理者は、下水道の使用について、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料は、第17条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する届出により徴収する。ただし、使用者が同条に規定する届出を怠った場合は、管理者がその届出事項を認定する。

3 共用の給水装置を使用する使用者は、使用料の納付について連帯して責任を負う。

(使用料)

第32条 使用料は、2月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、用途及び汚水の排水量（以下「汚水排水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1期2月当たり)

用途	基本使用料		超過使用料 (1立方メートルにつき)	
	基本排水量	金額		
家事用	立方メートル 20	円 2,600	立方メートル 21~30	円 130
			31~40	150
			41~60	190
			61~100	240
			101立方メートル以上	320
その他 汚水用	40	7,600	41~60	230
			61~100	270
			101~400	310
			401~1,000	360
			1,001立方メートル以上	420
公衆浴 場用	200	24,000	201立方メートル以上	120

2 前項の用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 水道事業給水条例第27条第2項（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）の規定を適用して同条例の水道料金を算定する場合における使用料は、汚水排水量を各戸均等とみなして第1項の規定により算出した各戸の額の合計額とする。

4 下水道の使用の休止又は廃止の届出がないときは、汚水排水量の有無にかかわらず、基本使用料を徴収する。

## (使用料の算定)

第33条 使用料は、水道事業給水条例第3条第2号（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する定例日及び管理者が地下水等に係る汚水排水量を認定する基準日としてあらかじめ定めた日における汚水排水量をもってその日の属する期分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

## (汚水排水量の算定)

第34条 汚水排水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用する場合の汚水排水量は、水道水の給水量とする。
- (2) 地下水等を使用する場合の汚水排水量は、その使用水量とし、管理者が認定する。
- (3) 水道水と地下水等を併用する場合の汚水排水量は、水道水の給水量に地下水等の使用水量を加えたものとし、管理者が認定する。
- (4) 清涼飲料水製造業、製氷業、醸造業その他の事業で、その事業に使用する水の量と汚水排水量とが著しく異なる場合の汚水排水量は、使用者の申告内容を審査して、管理者が認定する。
- (5) 第18条（第30条において準用する場合を含む。第36条において同じ。）の規定により一時的に下水道を使用する場合の汚水排水量は、使用者の申告内容を審査して、管理者が認定する。

## (特別な場合における使用料の算定)

第35条 期中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額と

する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

- (1) 汚水排水量が、基本排水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1の額とする。
  - (2) 汚水排水量が、基本排水量の2分の1を超えるときは、1期分とみなして算定した額とする。
- 2 期中途において用途に変更があった場合の使用料は、使用日数の多い方の用途を適用して算定した額とする。

## (一時使用の概算使用料の前納)

第36条 第18条の規定により一時的に下水道を使用する者は、管理者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算使用料は、下水道の使用を廃止したとき、清算する。

第39条を第48条とし、第38条を第47条とする。

第37条第1号中「第3条」を「第5条（第30条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2号中「第7条第1項又は第2項」を「第7条（第12条第3項及び第30条において準用する場合を含む。）」に、「排水設備等の工事を実施した者」を「排水設備の新設等又は除害施設の設置を行った者」に改め、同条第3号中「排水設備等の新設等」を「排水設備の新設等又は除害施設の設置」に改め、「第8条第1項」の次に「（第12条第3項及び第30条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号から第9号までを次のように改める。

- (4) 第9条第1項（第30条において準用する場合を含む。）の規定に違反して排水設備の工事を行かせた者及び請負った者

- (5) 第11条、第12条第1項、第15条（第30条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項の規定に違反した者
- (6) 第22条（第30条において準用する場合を含む。）又は第25条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (7) 第17条又は第22条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する届出を怠った者
- (8) 第18条若しくは第19条第1項（第30条において準用する場合を含む。）、第20条、第23条第1項又は第29条第1項の規定による許可を受けないで当該行為をした者
- (9) 第42条の規定による命令に従わなかった者

第37条第11号中「第23条」を「第43条」に改め、同号を第12号とし、同条第10号中「第31条」を「第44条」に改め、同号を第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加え、同条を第46条とする。

- (10) 第43条の規定による資料の提出を求められて正当な理由なくこれを拒否し、又は怠った者

第36条の次に次の5条を加える。

（使用料の徴収方法）

第37条 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により期ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

（計測装置の設置等）

第38条 管理者は、地下水等を使用する場合の汚水排水量を算定するため必要と認めるときは、適当と認める場所に計測装置を設置し、これを使用者に貸与することができる。

- 2 前項の使用者は、同項の計測装置を善良

な管理者の注意をもって管理するものとし、当該使用者が管理義務を怠ったためにこれを毀損又は亡失したときは、その損害額を弁償しなければならない。

- 3 管理者は、関係職員を計測装置（管理者の承認を得て使用者等が設置するものを含む。この項及び次項において同じ。）の計測、維持、修繕、撤去その他必要な限りにおいて、計測装置の設置してある場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。
- 4 前項の規定により計測装置の設置してある場所に立ち入る職員は、管理者が発行する従事者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第39条 手数料は、次の区分により申請者から申請の際に徴収する。

(1) 排水設備確認・検査手数料

区分	手数料
便器が2個以下の場合（便器を設置しない場合を含む。）	円 1申請につき3,000
便器が1個増すごとに	500

(2) 指定工事業者登録手数料

区分	手数料
新規	円 1件につき10,000
更新	1件につき1,000

(3) 各種証明手数料

1件につき 300円

2 前項の規定にかかわらず、特別の費用を要するものについては、その実費を徴収する。

3 前2項に定める手数料及び実費は、特別の理由がない限り還付しない。

(使用料等の督促及び延滞金)

第40条 この条例に規定する占用料、使用料又は手数料を納期限までに納付しない者がある場合の取扱いについては、亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の定めるところによる。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(使用料等の軽減又は免除等)

第41条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない占用料、使用料、手数料その他の費用を軽減し、若しくは免除し、又は使用料を分納させることができる。

2 前項の軽減、免除及び分納について必要な事項は、管理者が別に定める。

第41条の次に次の章名及び4条を加える。

第5章 雑則

(改善命令)

第42条 管理者は、下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(資料の提出)

第43条 管理者は、下水道を適正に管理し、又は使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第44条 第18条若しくは第19条第1項（第30条において準用する場合を含む。）、第



20条第1項、第23条第1項又は第29条第1項の許可を受けた者は、その権利を無断で譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和56年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第1条中「公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)」を「下水道事業」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「(以下「負担金」という)を「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金(以下「負担金」と総称する)」に改める。

第2条第1項中「事業」を「下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第2条第2項に規定する下水道事業をいう。以下同じ。)」に、「公共下水道」を「下水道」に、「第17条による特別使用許可」を「第19条第1項(同条例第30条において準用する場合を含む。第5条において同じ。)の規定による特別使用の許可」に改める。

第4条中「別表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

負担区名	単位負担金額 (1平方メートル当たり)
第1負担区	440円
第2負担区	880円

第5条第3項中「、管理者は」を削り、「第17条」を「第19条第1項」に、「土地に負担金を賦課することができる。この場

合において」を「土地を賦課対象区域とする場合においては」に改める。

第7条中「法第75条第3項」を「管理者は、都市計画法第75条第3項又は地方自治法第231条の3第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

第9条第2項第5号中「事業」を「下水道事業」に改める。

第11条第1項中「納付しないもの」を「納付しない者」に改める。

別表を削る。

(亀岡市地域下水道事業基金条例等の廃止)

第6条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 亀岡市地域下水道事業基金条例(平成12年亀岡市条例第24号)
- (2) 亀岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例第18号)
- (3) 亀岡市地域下水道事業分担金徴収条例(平成13年亀岡市条例第19号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(亀岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の亀岡市特別会計条例第1条に規定する亀岡市地域下水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、亀岡市下水道事業会計に引き継ぐものとする。

(亀岡市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前から引き続き特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設(以下「旧地域下水道」という。)を使用する者(以下「旧地域下水道使用者」という。)にあっては、第4条による改正後の亀岡市下水道条例(以下「新下水道条例」という。)第32条第1項に規定する用途は、家事用とみなす。ただし、施行日以後に用途を変更したときは、その変更した用途を適用する。

4 旧地域下水道使用者にあっては、新下水道条例第31条から第35条までの規定は、施行日以後最初の定例日(亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)第3条第2号(亀岡市飲料水供給施設給水条例(昭和43年亀岡市条例第13号)第5条において準用する場合を含む。))に規定する定例日をいう。)及び管理者が地下水等に係る汚水排水量を認定する基準日としてあらかじめ定めた日に算定する汚水排水量により算定する使用料から適用し、同日前に算定した汚水排水量により算定する使用料については、第6条による廃止前の亀岡市地域下水道条例(以下「旧地域下水道条例」という。)の規定を適用する。

5 旧地域下水道の排水区域内の土地(排水設備の設置義務を猶予しているものに限る。)に排水設備の新設を行う場合においては、新下水道条例第39条第1項第1号の規定は、平成34年3月31日までに申請のあったものについては、適用しない。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日前に旧地域下水道条例第4条の規定により供用開始の告示がされた区域内の土地については、第5条による改正後の亀岡市下

水道事業受益者負担に関する条例に規定する受益者負担金の納付があったものとみなす。

8 施行日前に旧地域下水道条例第18条第1項の規定により公共ますの新設等の申請のあった土地における受益者負担金については、なお従前の例による。

(亀岡市地域下水道事業基金条例の廃止に伴う経過措置)

9 第6条による廃止前の亀岡市地域下水道事業基金条例第1条に規定する亀岡市地域下水道事業基金に属する現金は、亀岡市下水道事業会計に引き継ぐものとする。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

10 この条例の施行日前にこの条例による改正前又は廃止前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第2項から前項に定めるもののほか、この条例による改正後の条例の相当規定によりされたものとみなす。

(経過措置の委任)

11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

(準備行為)

12 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第45号

亀岡市一般職員の給与に関する条  
例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例  
(昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を  
次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の  
90」を「100分の95」に、「100分  
の110」を「100分の115」に改め、  
同項第2号中「100分の42.5」を  
「100分の47.5」に、「100分の  
52.5」を「100分の57.5」に改め  
る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300

30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600



第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「及び給油費」を削る。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に、「額」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規

定は、前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（国の例引用）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第46号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に、「100分

の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、平成30年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第47号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24

号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に、「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

- 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成30年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第48号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

前文、第1条及び第4条第3号中「向上」を「増進」に改める。

第7条第1項中「毎年開催する」を「行う」に改める。

第10条中「向上」を「増進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第49号

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「向上」を「増進」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子どもの権利条例をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第50号

亀岡市子どもの権利条例

私たちのふるさと亀岡市は、緑豊かな山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、亀岡盆地の中央を流れる保津川に注ぎ込み、自然や心豊かな人、まちを形成している。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在である。

すべての人は、生まれながら一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を有しており、子どもも大人と等しく、この基本的人権を有している。

成長過程にある子どもが健やかに育つためには、様々な助けを受けることが必要である。生まれてから大人になるまでの少しの間、人は子どもとして、基本的人権のほか子どもにとって大切な特別の権利が保障されている。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを理解し、社会全体で支えられながらそれを行っていき、すべての人が自分と同じように権利を有することや、自分自身も社会の一員として他人の権利を大切にしなければなら



らないことを学び大人へと成長していく。子どもの権利が守られる社会を実現することは、すべての人が互いに尊重される社会を実現することにつながる。

よってここに子どもの権利を大切にする考え方が亀岡市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会が実現することを願って、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子どもその他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (3) 子どもに関する施設 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（学校教育法第1条に規定する大学を除く。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設をい

う。

- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者（第1号に規定する子どもを除く。）若しくは市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもの権利 児童の権利に関する条約及びこの条例に規定する権利をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもは権利の主体であり、その年齢及び発達に応じて自らその権利を行使できること。
- (2) 子どもは、子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (3) 子どもは、個人としての尊厳が重んじられ、健やかに成長するための環境が確保されること。
- (4) 子どもは、自身にとって最善の利益が考慮され、社会全体で育まれること。
- (5) 社会における制度又は慣行において、子どもの権利が尊重されること。
- (6) 子どもの権利の保障は社会全体の責務であり、実効性ある具体的な取組によって推進されること。

#### (子どもの権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約に規定される権利のほか、次の各号に掲げる権利を保障される。

- (1) 自らの権利を理解し、適切に行行使するために必要な教育を、その年齢及び発達に応じて受けること。
- (2) 自らの権利を守るために必要な相談の機会及び支援を求めること。
- (3) 自らの権利が侵害されたとき又は侵害さ

れるおそれがあるときは、自ら救済を求めること。

- (4) 自らに関わる重要な事柄について他人が決めようとするときは、説明を求め、又は意見を述べること。

(市等の責務)

第5条 市並びに保護者並びに子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員並びに地域住民並びに事業者は、互いに連携を図り、協力して子どもの権利を保障するものとする。

2 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならない。

3 市は、子どもの権利が侵害されたときは、子どもが速やかに救済を受けられるよう、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の地方公共団体及び公共的団体との連携に努めなければならない。

5 市は、子どもの権利の普及及び啓発を行うものとする。

6 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもを監護し、必要な協力及び支援を市等に求め、子どもの権利の保障に努めなければならない。

7 子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員は、基本理念にのっとり、子どもに関する施設において、子どもが自らの権利を理解し、子どもの年齢及び発達に応じた権利行使ができるよう支援することを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。

8 地域住民は、基本理念にのっとり、子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりを推進し、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会づくりを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。

9 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者が子育て及び仕事を両立できるよう必要な職場環境を整備することを通じて、子どもの権利の保障に努めなければならない。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、亀岡市子どもの権利の日を設ける。

2 亀岡市子どもの権利の日は、11月20日とする。

(基本計画)

第7条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画を策定し、定期的に検証し、及び必要に応じて改定するものとする。

2 市は、基本計画を策定し、又は改定するに当たっては、子ども及び地域住民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとする。

4 議会は、基本計画の推進状況を監視及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(推進体制)

第8条 市は、子どもの権利を保障する観点から子どもに関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、子どもの権利の保障が推進されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第10条 議会及び市は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 規 則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成30年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第44号

亀岡市税条例施行規則の一部を改  
正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規  
則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第35号様式を次のように改める。

第35号様式(第19条関係)

年度 市民税申告書(年月日～年月日)
(表)
(宛先)亀岡市長
府民税

Form with multiple sections: 3. 所得から差し引かれる金額に関する事項, 4. 所得金額, 5. 給与・公的年金等に係る所得以外の所得, 6. 給与所得の内訳, 7. 事業・不動産所得に関する事項, 8. 配当所得に関する事項, 9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項, 10. 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項, 11. 事業従事者に関する事項, 12. 別居の扶養親族等に関する事項, 13. 配当制限額又は株式等譲渡所得制限額, 14. 新制度に関する事項, 15. 事業税に関する事項, 16. 前年中に所得のなかつた人の記入欄, 17. (事業所)を有する方の申告欄.

(裏)

Form with multiple sections: 6. 給与所得の内訳, 7. 事業・不動産所得に関する事項, 8. 配当所得に関する事項, 9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項, 10. 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項, 11. 事業従事者に関する事項, 12. 別居の扶養親族等に関する事項, 13. 配当制限額又は株式等譲渡所得制限額, 14. 新制度に関する事項, 15. 事業税に関する事項, 16. 前年中に所得のなかつた人の記入欄, 17. (事業所)を有する方の申告欄.

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記第35号様式については、平成31年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第45号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の180」を「100分の185」に、「100分の220」を「100分の225」に改め、同条第2項第1号中「100分の36」を「100分の38」に、「100分の44」を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の54」を「100分の57」に、「100分の66」を「100分の69」に改め、同項第3号中「100分の63」を

「100分の66.5」に、「100分の77」を「100分の80.5」に改め、同項第4号中「100分の72」を「100分の76」に、「100分の88」を「100分の92」に改め、同項第5号中「100分の81」を「100分の85.5」に、「100分の99」を「100分の103.5」に改める。

第8条の2第1項中「100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第2項第1号中「100分の17」を「100分の19」に、「100分の21」を「100分の23」に改め、同項第2号中「100分の25.5」を「100分の28.5」に、「100分の31.5」を「100分の34.5」に改め、同項第3号中「100分の29.75」を「100分の33.25」に、「100分の36.75」を「100分の40.25」に改め、同項第4号中「100分の34」を「100分の38」に、「100分の42」を「100分の46」に改め、同項第5号中「100分の38.25」を「100分の42.75」に、「100分の47.25」を「100分の51.75」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の38」を「100分の37」に、「100分の46」を「100分の45」に改め、同項第2号中「100分の57」を「100分の55.5」に、「100分の69」を「100分の67.5」に改め、同項第3号中「100分の66.5」を「100分の64.75」に、「100分の80.5」を「100分の78.75」に改め、同項第4号中「100分の76」を「100分の

74」に、「100分の92」を「100分の90」に改め、同項第5号中「100分の85.5」を「100分の83.25」に、「100分の103.5」を「100分の101.25」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の19」を「100分の18」に、「100分の23」を「100分の22」に改め、同項第2号中「100分の28.5」を「100分の27」に、「100分の34.5」を「100分の33」に改め、同項第3号中「100分の33.25」を「100分の31.5」に、「100分の40.25」を「100分の38.5」に改め、同項第4号中「100分の38」を「100分の36」に、「100分の46」を「100分の44」に改め、同項第5号中「100分の42.75」を「100分の40.5」に、「100分の51.75」を「100分の49.5」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 亀岡市規則第46号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表Aの項定義の欄中「（単給世帯を含む。）」の次に「及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「外国人保護に関する通知」という。）に基づく被保護世帯」を加え、同表の2の表Aの項定義の欄中「（単給世帯を含む。）」の次に「及び外国人保護に関する通知に基づく被保護世帯」を加え、同表の3の表Aの項定義の欄中「（単給世帯を含む。）」の次に「及び外国人保護に関する通知に基づく被保護世帯」を加え、同表備考第3項に次の1号を加える。

(3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第246号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年12月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成30年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第247号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年12月3日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成30年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成30年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」



## 亀岡市告示第248号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

- (1) 固定資産現所有者の認定について（通知）
- (2) 固定資産税（補充）台帳登録価格等通知書
- (3) 平成30年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書  
平成29年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書  
平成28年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書

## 2 送達を受けるべき者

住 所 省略

名 称 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第249号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

督促状 平成30年度 第3期 市府民税

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第250号

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市民間保育所児童健康診断等経費補助金  
交付要綱（平成22年亀岡市告示第32号）の  
一部を次のように改正する。

平成30年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「民間保育所」を「民間保育所等」に  
改める。

第1条中「その経営する保育所」を「経営す  
る亀岡市内に所在する保育所又は認定こども  
園」に、「民間保育所」を「民間保育所等」に  
改める。

第2条、第4条及び第6条中「民間保育所」  
を「民間保育所等」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「民間  
保育所」を「民間保育所等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30  
年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
260条の2第11項の規定により、地縁によ  
る団体から告示事項の変更の届出があったので、  
同条第10項の規定により告示する。

平成30年12月6日

「蕪田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 秀和

2 変更年月日

平成30年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
260条の2第11項の規定により、地縁によ  
る団体から告示事項の変更の届出があったので、  
同条第10項の規定により告示する。

平成30年12月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「城山台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西田 幸且

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第253号

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成30年亀岡市条例第26号）第18条第1項の規定により、緊急安全措置を講じたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 対象とした空家等
  - 所在地 亀岡市篠町野条イカノ辻南29
  - 用途 不明（住宅焼失のため）
  - 構造 不明（住宅焼失のため）
- 2 緊急安全措置の実施内容
  - 対象とした空家等敷地から接する市営住宅敷地へ越境する植栽の幹及び枝部分の状況の是正
- 3 緊急安全措置の実施日
  - 平成30年11月30日（金）
- 4 緊急安全措置に要した費用
  - この措置を講じた際に要した費用はない。

「揭示済」

亀岡市告示第254号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年12月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
  - 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
  - J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
  - J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
  - J R 並河駅前自転車放置禁止区域
  - J R 千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
  - 平成30年12月7日（金）
  - 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 14台
- 5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
  - 月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
  - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
  - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
  - 保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第255号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月12日

亀岡市長 桂川孝裕

別表病児保育事業の項基準額の欄中「平成29年4月18日付け府子本第281号」を「平成30年8月10日付け府子本第769号」に改め、同表保育環境改善等事業の項基準額の欄中「平成29年8月3日付け厚生労働省発子0803第2号」を「平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号」に改め、「平成29年度」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第256号

亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱（平成30年亀岡市告示第83号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月12日

亀岡市長 桂川孝裕

別表保育補助者雇上強化事業の項基準額の欄を次のように改める。

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）別表に定める保育補助者雇上強化事業の基準額

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域及び名称を変更する。

平成30年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
篠町浄法寺土井	48の1	
〃	48の2	
〃	48の3	
〃	48の4	
〃	48の5	
〃	48の6	
〃	48の7	
〃	48の8	
〃	48の9	

上記の土地を篠町広田一丁目に変更する。

備考 地番は、平成30年10月12日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第258号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年12月18日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年12月18日から平成31年1月1日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月18日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
04027	犬飼西条線	亀岡市曾我部町犬飼弓田24番1先から 亀岡市曾我部町西条中檀ノ上17番4先まで	1,343.39m	2.10m ～ 8.00m

「揭示済」

亀岡市告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成30年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市北古世町二丁目の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第80号

## 亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成30年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)	
	土木 I (上級)	建築 I (上級)
採用予定人数	若干名	若干名

### 2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

ア 行政(土木 I)(上級)

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を含む。)において土木に関する専門課程を修得し卒業した人又は平成31年3月31日までに修得し卒業する見込みの人(企業、団体等での実務経験は問わない。)

イ 行政(建築 I)(上級)

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を含む。)において建築に関する専門課程を修得し卒業した人又は平成31年3月31日までに修得し卒業する見込みの人(企業、団体等での実務経験は問わない。)

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人



## 3 1次試験

## (1) 方法（全ての区分）

個別面接試験、論文試験

## (2) 日時・場所

平成31年1月15日（火）午後2時から『亀岡市役所』において行う。

## (3) 1次試験合格発表

平成31年1月下旬に通知する。

## 4 2次試験

## (1) 方法（全ての区分）

個別面接試験

## (2) 日時・場所

平成31年2月上旬、『亀岡市役所』において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

## 5 最終合格発表

平成31年2月中旬（予定）に通知する。

## 6 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成31年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は平成32年3月31日までとする。

## 7 給与

（平成30年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	189,952円
短大卒	172,462円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

## 8 受験手続及び受付期間

## (1) 申込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、郵送で亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 申込みを行う際は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書き、申込書等（申

込書、自己紹介書、職務経歴書)と返信用封筒(82円切手を貼って、宛先を明記したもの)を同封のうえ送付すること。

ウ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、締切日を平成31年1月4日(金)とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2934)

電話(0771)25-5016(人事課直通)

URL : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第81号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年12月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称  
亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成29年8月23日から  
平成34年3月31日まで
- 3 施行地区  
亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ畑、腰前、小林北ン田、美都路及び植田の各一部
- 4 事務所の所在地  
亀岡市千代川町小林下戸38番地5
- 5 設立認可の年月日  
平成29年8月23日
- 6 変更認可の年月日  
平成30年12月4日

「揭示済」

亀岡市公告第82号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧

に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

平成30年12月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第83号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |                |                          |            |                        |
|----------------|--------------------------|------------|------------------------|
| (1) 工事番号       | 水配替第7号                   |            |                        |
| (2) 工事名        | 配給水管布設替工事                |            |                        |
| (3) 工事場所       | 亀岡市保津町地内                 |            |                        |
| (4) 工事種別       | 水道施設工事                   |            |                        |
| (5) 工事概要       | 配給水管                     | HIVP φ 150 | L = 2.0m               |
|                |                          | HIVP φ 25  | L = 68.6m              |
|                |                          | HIVP φ 20  | L = 16.8m              |
|                | 舗装本復旧                    | As t = 5cm | A = 55.0m <sup>2</sup> |
| (6) 予定価格（税込）   | 2,268,000円               |            |                        |
|                | 【入札書比較価格（税抜） 2,100,000円】 |            |                        |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から平成31年3月10日       |            |                        |
| (8) 部分払        | 無                        |            |                        |
| (9) 前金払        | 無                        |            |                        |
| (10) 最低制限価格    | 採用                       |            |                        |
| (11) 入札保証金     | 免除                       |            |                        |
| (12) 契約保証金     | 不要                       |            |                        |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無                        |            |                        |
| (14) 契約書の要否    | 要                        |            |                        |

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、

随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。  
また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年12月5日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年12月5日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年12月11日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年12月12日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	平成30年12月13日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年12月10日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年12月14日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年12月17日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年12月18日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年12月19日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年12月20日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備

日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第84号

平成30年亀岡市公告第38号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、平成32年3月31日までとする。

平成30年12月7日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

事務Ⅰ (かめおか・未来・チャレンジ方式)

0001、0002、0007、0009  
0014、0020、0022、0028  
0029、0032、0038、0041  
0046、0047、0054、0065

事務Ⅰ (一般方式)

2002、2003、2010、2012  
2016、2017、2023、2031  
2035、2040、2045、2049  
2053、2062、2066、2067  
2072、2082

事務Ⅲ

3006

土木Ⅲ

5001、5002

手話通訳士(者)

6001

保育士

7001、7002、7003、7004

7005、7006、7008、7010

7011、7014

保健師

8001、8002

管理栄養士

9010

「揭示済」

亀岡市公告第85号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成30年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年12月10日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第86号

亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務概要

## (1) 業務名

亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務委託

## (2) 業務の目的

平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が可決・成立され、この働き方改革では、「生産性の向上」とともに、「就業機会の拡大」や「意欲・能力を存分に発揮できる環境を整備」することにより、生産年齢人口が減少していく中でも持続的な成長を実現するための取り組みとされている。

このうち、「生産性の向上」に関連して民間企業等では、BPR（Business Process Re-engineering＝業務プロセスの改革）の取り組みや、最新のICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）を活用した業務効率化が推進されており、その中でも、これまで人間にしかできないと考えられていたホワイトカラーの業務を代行・自動化するソフトウェア型ロボット、いわゆるRPA（Robotic Process Automation＝ロボットによる業務自動化）については、急速にRPAソフトの商品化・普及が進んでいる。

このような状況において、本市でも、RPAの導入により業務を効率化し、余力化できた時間を付加価値の高い業務や新業務にあてることにより、住民サービスの向上を図り、働き方の見直しの一環として、効率化による総勤務時間を縮減することで、職員の個々の事情にあったワーク・ライフ・バランスの実現を目指したいと考えている。

しかしながら、RPAの導入にあたっては、改善可能な対象業務や適正なRPAソフトの選定、シナリオ作成・管理における体制の整備等の多くの課題があることから、行政事務の効率化に関して、RPAの試行的導入による業務改善効果の評価・検証を行うものである。

## (3) 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

## (4) 業務の内容

亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務委託仕様書のとおり。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

## 2 その他

詳細は、亀岡市RPA導入に伴う行政事務の効率化に関する実証業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」



亀岡市公告第87号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成30年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年12月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

上野 美代子  
格畑 輝美  
川勝 啓史  
児玉 泰子  
里内 友貴子  
塩見 亮輔  
多胡 麻衣  
中村 彰  
中村 正  
廣瀬 一夫  
松山 陽一  
杜 恵美子  
渡辺 聖恵

(各 通)

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します  
任期は平成32年12月10日までとします  
平成30年12月11日

工藤 立子  
亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任します

平成30年12月25日

工藤 路子  
亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます  
平成30年12月31日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1,489人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

24,812人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

12,406人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙時登録の被登録資格決定の基準日等について

平成31年1月27日執行の亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

平成30年12月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成31年1月19日  
(ただし、年齢については平成31年  
1月27日)
- 2 登録を行う日  
平成31年1月19日

「揭示済」

## 市立病院欄

### 規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部  
を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月15日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院職員の給与に関する  
規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成  
16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一  
部を次のように改正する。

第5条第1項中「308, 300円」を  
「308, 600円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の職号給	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900
	2	円 145,200	円 195,800	円 231,600	円 264,900	円 291,100	円 321,400	円 365,500
	3	円 146,400	円 197,600	円 233,100	円 266,700	円 293,400	円 323,700	円 367,900
	4	円 147,500	円 199,400	円 234,700	円 268,800	円 295,500	円 325,900	円 370,500
	5	円 148,600	円 200,900	円 236,100	円 270,500	円 297,400	円 328,100	円 372,400
	6	円 149,700	円 202,700	円 237,800	円 272,400	円 299,700	円 330,100	円 374,900
	7	円 150,800	円 204,500	円 239,300	円 274,300	円 302,000	円 332,300	円 377,200
	8	円 151,900	円 206,300	円 240,900	円 276,400	円 304,200	円 334,500	円 379,700
	9	円 153,000	円 207,900	円 242,100	円 278,400	円 306,100	円 336,400	円 382,100
	10	円 154,400	円 209,700	円 243,600	円 280,400	円 308,400	円 338,600	円 384,800
	11	円 155,700	円 211,500	円 245,200	円 282,500	円 310,600	円 340,600	円 387,400
	12	円 157,000	円 213,300	円 246,600	円 284,500	円 312,900	円 342,800	円 390,100
	13	円 158,300	円 214,700	円 248,100	円 286,500	円 315,000	円 344,600	円 392,500
	14	円 159,800	円 216,500	円 249,600	円 288,600	円 317,100	円 346,600	円 394,800
	15	円 161,300	円 218,200	円 250,900	円 290,600	円 319,300	円 348,600	円 397,000
	16	円 162,900	円 220,000	円 252,300	円 292,600	円 321,400	円 350,600	円 399,400
	17	円 164,200	円 221,700	円 253,800	円 294,400	円 323,300	円 352,300	円 401,200
	18	円 165,700	円 223,400	円 255,400	円 296,400	円 325,300	円 354,300	円 403,200
	19	円 167,200	円 225,000	円 257,100	円 298,500	円 327,300	円 356,100	円 405,100
	20	円 168,700	円 226,600	円 258,900	円 300,500	円 329,300	円 358,000	円 406,900
	21	円 170,100	円 228,000	円 260,500	円 302,400	円 331,000	円 359,900	円 408,800
	22	円 172,800	円 229,700	円 262,300	円 304,500	円 333,100	円 361,800	円 410,600
	23	円 175,400	円 231,300	円 264,000	円 306,500	円 335,100	円 363,800	円 412,400
	24	円 178,000	円 232,900	円 265,700	円 308,600	円 337,200	円 365,700	円 414,300
	25	円 180,700	円 234,000	円 267,600	円 310,300	円 338,600	円 367,700	円 416,100
	26	円 182,400	円 235,500	円 269,500	円 312,400	円 340,500	円 369,600	円 417,600
	27	円 184,000	円 236,900	円 271,300	円 314,400	円 342,400	円 371,600	円 419,100
	28	円 185,700	円 238,200	円 273,100	円 316,400	円 344,300	円 373,600	円 420,700

29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900

95		295,200	343,100	381,900	393,600		
96		295,600	343,500	382,300	393,800		
97		295,800	343,700	382,600	394,000		
98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,900	344,800	383,900	394,800		
101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,400	345,500	384,700			
103		297,800	345,900	385,100			
104		298,100	346,300	385,500			
105		298,300	346,800	385,800			
106		298,600	347,200	386,300			
107		299,000	347,600	386,700			
108		299,300	348,000	387,100			
109		299,500	348,500	387,400			
110		299,900	348,900	387,900			
111		300,300	349,200	388,300			
112		300,600	349,500	388,700			
113		300,800	350,000	389,000			
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
	再任用職員	187,700	215,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600	381,500	393,300		

別表第2 (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号給	医療職給料表 (1)				
		1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	603,400
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	604,400
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	

33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	

医療職給料表(2)

再任用職員以外の職員	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	1	149,000	円	186,900	円	222,100	円	248,100	円	279,900	円	327,000	円
	2	150,400		188,500		223,700		249,300		281,900		329,000	
	3	151,800		190,100		225,300		250,500		284,100		331,200	
	4	153,200		191,700		226,900		251,900		286,200		333,400	
	5	154,400		193,200		228,300		253,100		288,300		335,200	
	6	156,200		194,700		229,900		254,300		290,400		337,400	
	7	157,900		196,300		231,400		255,500		292,500		339,400	
	8	159,600		197,800		233,000		256,600		294,600		341,600	
	9	161,300		199,400		234,100		257,900		296,600		343,400	
	10	163,000		201,100		235,600		258,900		298,800		345,500	
	11	164,700		202,700		237,000		259,900		300,900		347,600	
	12	166,500		204,400		238,200		260,900		303,100		349,700	
	13	168,000		205,800		239,800		262,200		305,100		351,200	
	14	169,900		207,400		241,200		263,500		307,000		353,200	
	15	171,900		209,000		242,400		265,100		309,100		355,100	
	16	173,800		210,600		243,800		266,500		311,100		357,100	
	17	175,700		212,000		244,700		268,000		313,100		358,900	
	18	177,600		213,600		245,900		269,800		315,100		360,900	
	19	179,400		215,300		247,100		271,600		317,200		362,900	
	20	181,300		217,000		248,300		273,400		319,300		364,900	
	21	183,200		218,300		249,700		275,200		321,100		366,700	
	22	184,700		219,800		250,700		277,000		323,100		368,700	
	23	186,200		221,200		251,700		278,800		324,900		370,800	
	24	187,700		222,700		252,800		280,500		326,900		372,900	
	25	189,300		224,100		254,000		282,300		328,600		374,300	
	26	190,600		225,500		255,300		284,200		330,500		376,100	
	27	192,100		226,800		256,700		286,100		332,500		377,900	
	28	193,500		228,100		258,200		287,900		334,500		379,600	
	29	195,000		229,400		259,600		289,600		335,800		381,400	
	30	196,200		230,800		261,300		291,400		337,600		382,900	
	31	197,500		232,300		263,000		293,200		339,300		384,500	
	32	198,800		233,700		264,600		295,100		341,100		386,200	
	33	200,200		234,800		266,000		296,800		342,800		387,500	

71	472,700	525,600			
72	473,400	526,500			
73	473,800	527,300			
74	474,400	528,200			
75	475,100	529,100			
76	475,800	529,800			
77	476,200	530,600			
78	476,800	531,500			
79	477,400	532,400			
80	477,900	533,300			
81	478,500	534,100			
82	479,000	535,000			
83	479,500	535,900			
84	480,000	536,800			
85	480,400	537,600			
86	481,000	538,500			
87	481,400	539,400			
88	481,900	540,300			
89	482,400	541,100			
90	483,000				
91	483,600				
92	484,000				
93	484,500				
94	485,100				
95	485,700				
96	486,300				
97	486,800				
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	387,900
87		289,700	325,600	346,600	388,300
88		289,900	326,000	346,900	388,700
89		290,300	326,400	347,300	389,100
90		290,500	326,800	347,600	389,600
91		290,700	327,200	348,000	390,000
92		290,900	327,600	348,300	390,400
93		291,300	327,900	348,700	390,800
94		291,500	328,100	349,000	391,300
95		291,700	328,500	349,300	391,700
96		292,000	328,800	349,600	392,100
97		292,400	329,000	349,900	392,500
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		

34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	231,900	273,800	311,900	335,200	377,900	405,800
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600	



医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1	163,000	円	190,500	円	238,500	円	261,100	円	285,900	円	330,100	円
2	164,400	円	192,600	円	240,300	円	262,100	円	287,700	円	332,200	円
3	165,900	円	194,700	円	242,100	円	263,000	円	289,500	円	334,200	円
4	167,300	円	196,700	円	243,900	円	264,100	円	291,400	円	336,400	円
5	168,800	円	198,800	円	245,300	円	264,700	円	293,100	円	338,400	円
6	170,300	円	201,100	円	246,600	円	265,700	円	294,900	円	340,500	円
7	171,800	円	203,400	円	247,700	円	266,500	円	296,800	円	342,600	円
8	173,300	円	205,700	円	249,000	円	267,500	円	298,600	円	344,700	円
9	174,600	円	208,100	円	250,000	円	268,600	円	300,500	円	346,200	円
10	176,300	円	209,500	円	251,100	円	269,400	円	302,400	円	348,200	円
11	177,900	円	210,900	円	252,000	円	270,500	円	304,200	円	350,100	円
12	179,400	円	212,100	円	252,900	円	271,700	円	306,100	円	352,100	円
13	180,900	円	213,500	円	254,100	円	273,000	円	307,600	円	354,000	円
14	182,900	円	214,900	円	255,200	円	274,200	円	309,200	円	356,100	円
15	184,900	円	216,400	円	256,000	円	275,400	円	311,000	円	358,200	円
16	186,900	円	217,600	円	257,000	円	276,800	円	312,800	円	360,200	円
17	189,100	円	219,000	円	257,600	円	278,100	円	314,500	円	362,200	円
18	191,200	円	220,500	円	258,500	円	279,500	円	316,100	円	364,200	円
19	193,300	円	222,000	円	259,500	円	280,700	円	317,800	円	366,300	円
20	195,400	円	223,500	円	260,400	円	282,000	円	319,500	円	368,400	円
21	197,500	円	224,700	円	261,300	円	283,600	円	320,900	円	370,100	円
22	199,700	円	226,400	円	262,300	円	285,200	円	322,400	円	372,200	円
23	201,900	円	228,100	円	263,200	円	286,700	円	323,900	円	374,300	円
24	204,100	円	229,800	円	264,200	円	288,100	円	325,400	円	376,300	円
25	206,100	円	231,100	円	265,400	円	289,400	円	326,800	円	378,300	円
26	207,400	円	232,800	円	266,500	円	291,200	円	328,200	円	379,900	円
27	208,600	円	234,500	円	267,700	円	293,000	円	329,700	円	381,800	円
28	209,900	円	236,200	円	268,900	円	294,700	円	331,300	円	383,700	円
29	211,100	円	237,800	円	270,100	円	296,000	円	332,400	円	385,500	円
30	212,200	円	239,200	円	271,600	円	297,600	円	333,900	円	387,200	円
31	213,500	円	240,500	円	273,200	円	299,200	円	335,300	円	389,100	円
32	214,700	円	241,600	円	274,600	円	300,900	円	336,800	円	390,900	円
33	216,000	円	242,800	円	276,200	円	302,300	円	338,400	円	392,600	円

110	332,600				
111	333,000				
112	333,400				
113	333,600				
再任用職員	188,700	215,300	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床工学技士及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	

34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	

148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200		
再任用職員								

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

110	292,600	323,500	355,700	374,300				
111	292,800	323,800	356,200	374,800				
112	293,200	324,100	356,700	375,300				
113	293,500	324,500	357,200	375,900				
114	293,700	324,900	357,700					
115	294,100	325,300	358,200					
116	294,400	325,600	358,600					
117	294,700	325,800	359,000					
118	295,000	326,100	359,400					
119	295,300	326,500	359,900					
120	295,700	326,700	360,400					
121	296,000	326,900	360,800					
122	296,400	327,200	361,300					
123	296,700	327,500	361,800					
124	297,100	327,800	362,300					
125	297,300	328,000	362,600					
126	297,500	328,300						
127	297,800	328,700						
128	298,200	328,900						
129	298,400	329,100						
130	298,700	329,300						
131	299,100	329,700						
132	299,500	329,900						
133	299,700	330,200						
134	300,000	330,600						
135	300,400	331,000						
136	300,700	331,400						
137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						

別表第7を次のように改める。

別表第7（第5条関係）

初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	308,600
1年以上2年未満	308,600
2年以上3年未満	308,600
3年以上4年未満	308,600
4年以上5年未満	308,600
5年以上6年未満	308,600
6年以上7年未満	308,600
7年以上8年未満	308,600
8年以上9年未満	308,600
9年以上10年未満	308,600
10年以上11年未満	308,600
11年以上12年未満	308,600
12年以上13年未満	308,600
13年以上14年未満	308,600
14年以上15年未満	308,600
15年以上16年未満	308,600
16年以上17年未満	305,300
17年以上18年未満	302,000
18年以上19年未満	298,700
19年以上20年未満	295,400
20年以上21年未満	292,100
21年以上22年未満	278,300
22年以上23年未満	264,300
23年以上24年未満	250,800
24年以上25年未満	236,900
25年以上26年未満	223,200
26年以上27年未満	205,600
27年以上28年未満	188,500
28年以上29年未満	171,200
29年以上30年未満	153,600
30年以上31年未満	135,600
31年以上32年未満	117,300
32年以上33年未満	99,400
33年以上34年未満	73,400
34年以上35年未満	49,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この規程による改正後の亀岡市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」